

関ヶ原町所有者不明土地及び低未利用地土地対策計画

令和 6 年 1 2 月
関ヶ原町

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景と目的

近年、人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、不動産登記簿等だけでは所有者が分からない所有者不明土地や低未利用土地（以下「所有者不明土地等」という。）が増加しています。これらの土地は、まちの活性化や必要な事業の実施を阻害するほか、所有者等による適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の観点から住民の生活に対して様々な不利益を生じさせるおそれがあります。

本町では、こうした事態を防ぐべく、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地等に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「関ヶ原町所有者不明土地及び低未利用地土地対策計画」を策定します。

(2) 対策計画の位置付け

本計画は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）」に基づき策定するものです。

また、「関ヶ原町総合計画」及び「関ヶ原町都市計画マスタープラン」を上位計画として、「関ヶ原町空家等対策計画」等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地等の対策に取り組みます。

(3) 取組方針

本町では、所有者不明土地の発生を抑制するため、所有者不明土地等の把握に努め、その管理の適正化及び利活用の促進に取り組みます。

(4) 対象とする地域

本計画の対象地域は、本町全域と定めます。

(5) 対象とする土地

本計画の対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

（6）計画期間

上位・関連計画や法律等の制定等に応じて適宜見直しを検討します。

2 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

活用したい意向があるにもかかわらず所有者が分からなくて困っている土地について、地域福利増進事業制度等により活用できることを住民、事業者及び活動団体等に対して町の広報誌やウェブサイト等で広く周知します。

3 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

管理不全により周囲に悪影響を及ぼしている土地については、本来、所有者が自ら適切に管理する責務を有することから、確知された所有者に対して、適切な管理を促すとともに、必要に応じて支援制度等の情報提供や助言を行います。

管理状態の改善が図られない所有者不明土地については、所有者不明土地法第38条各項の措置に基づく勧告等を行うことを検討します。

また、迅速な対応を必要とするなど、所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、所有者不明土地法第42条各項に基づき裁判所に対する管理命令の発令等の請求を行うことを検討します。

4 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地法第43条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。

5 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促します。

また、空き地バンクの活用等により、所有者と活用希望者とのマッチングを図ります。

6 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

本町においては、庁内関係部署と連携を図り、本計画を推進します。

7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、所有者不明土地等の利活用を希望する者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。

8 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。